

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	携帯電話借受
発注課	保) 業務調整課 (宿泊・自宅療養担当)
選定事業者	GSM Rentafone Pty Ltd. 日本支店
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への対応については、現在、中央卸売市場青果棟3階に事務室を設け対応しているところである。自宅療養者数については、市内感染状況に応じ増減しているところだが、第5波相当の感染拡大には対応できる状況を整えていた。しかし、感染力が強いと言われるオミクロン株の影響を他県の状況を考慮し検討したところ、第5波を大きく超える感染状況が想定され、さらにその拡大のペースは非常に速いことも勘案すると、早急に自宅療養者への対応体制を強化するため、応援職員の大幅な増員が必要である。そのため、応援職員等の業務環境を整備するに当たり、緊急で携帯電話の借受が必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するため。</p> <p>また、本市登録業者（大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」、小分類「電気通信業」）のうち、携帯電話大手三社である「(株)NTTドコモ」、「GSM Rentafone Pty Ltd. 日本支店（ソフトバンク(株)の携帯電話レンタルの取扱店）」及び「KDDI(株)」に対し、令和4年1月17日付けでプラン等の打ち合わせについて打診した。</p> <p>本借受は、令和4年1月22日の体制拡大にあたり行うもので、携帯電話の配送に係る時間も考慮すると、令和4年1月20日には申し込みを行わなくては間に合わない。この三社のうち、「(株)NTTドコモ」からは令和4年1月20日の朝までに申し込みが必要、「ソフトバンク(株)」の子会社である上記6契約予定者からは令和4年1月20日の正午までに申し込みがあれば期日までに納品することができるとの回答を得た。なお、「KDDI(株)」から回答は無かった。</p> <p>よって、事務処理に要する時間を考慮すると、「(株)NTTドコモ」の申し込み期限に間に合わせることは困難であり、上記6契約予定者だけが期日に間に合うよう携帯電話を借り受けることができる唯一の事業者となるため。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決定日	令和4年1月21日